

〇 〇 〇 第 号
平成〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 様

中国電力株式会社 〇〇営業所
所 長 〇〇 〇〇

系統連系に係る接続契約および電力受給契約のご案内

平成〇年〇月〇日付「系統連系およびアンシラリーサービス契約申込書」および平成〇年〇月〇日付「電力受給契約申込書」（以下、総称して「本申込み」といいます。）によりお申し込みのありました下記の発電設備の当社電力系統への系統連系に係る接続契約および電力受給契約につきまして、次のとおりご案内いたします。

記

1. 発電設備内容および買取期間等

対象となる発電設備（以下「本発電設備」といいます。）は以下のとおりといたします。

①設備名称	〇〇発電所		
②設備所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇		
③発電設備区分	太陽光発電設備	④認定発電設備ID	A〇〇〇〇〇〇〇F〇〇
⑤発電出力	〇〇kW		
⑥連系電圧	高圧/特別高圧〇kV		
⑦受給開始予定日	平成〇年〇月〇日		
⑧買取期間	受給開始日以降、最初の検針日もしくは計量日から起算して240月目の検針日もしくは計量日の前日まで		
⑨買取単価	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法にもとづき経済産業大臣が定めた調達価格		

2. 系統連系の承諾

本発電設備の系統連系につきましては、以下を条件に系統連系を承諾いたします。

- 「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」に適合しており、【別紙〇「系統連系技術要件適合検討書」/「事業用太陽光発電連系検討書」】の条件・対策を実施していただくこと。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号、その後の改正を含み、以下「再エネ特措法」といいます。）に定める経済産業大臣の認定を有すること。
- 当社からの求めに応じ、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担およびその他必要な措置を講じていただくこと。

3. 工事費負担金

(1) 本発電設備の設置に係る工事の概要は、以下のとおりといたします。

- ①工事概要：本発電設備の連系申込みに伴う設備対策工事
- ②工期：工事費負担金入金から約〇ヶ月後（対策工事に伴う停電調整等の結果によって、竣工予定日が変更となる場合があります。）

(2) 太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（平成28年1月4日実施。以下「契約要綱」といいます。）にもとづき算定した工事費負担金は、以下のとおりといたします。

〇〇〇,〇〇〇円（消費税等相当額〇円を含む）

なお、内訳については、別表「工事費負担金内訳書」をご参照ください。

- (3) 貴社は、(2)の工事費負担金を以下の支払期日までに、当社所定の振込請求書で支払うものとし、当社は、その全額を受領した後、(1)の工事に着手いたします。

支払期日：平成〇年〇月〇日

- (4) 貴社にご負担いただく工事費負担金については、工事着手後の詳細設計等により、(2)でお示した額から変更となる場合があります。工事竣工後、当社対策工事に要した工事費の実績をもとに工事費負担金を確定し、差額分を精算（ご請求または払戻し）いたします。なお、工事費負担金における消費税率は、本発電設備の連系開始時点の税率を適用します。

その他、工事費負担金のお支払い等の取扱いについては、「系統連系およびアンシラリーサービス契約申込書」の内容のとおりといたします。

4. 系統連系に係る接続契約および電力受給契約の成立

当社は、本発電設備に係る特段の変更がない限り、貴社からの本申込みにもとづき、本発電設備の電力系統への連系を承諾することとしましたので、平成〇年〇月〇日をもって、本書のとおり本発電設備の系統連系に係る接続契約および電力受給契約が成立したものとみなします。

ただし、以下のいずれかに該当した場合には、本申込みは撤回されたものとし、当社は本契約を解除いたします。

- (1) 本発電設備の経済産業大臣から受けた設備認定の効力が無効となった場合
- (2) 貴社が、本書1.（発電設備内容および買取期間等）に定める受給開始予定日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると当社が認めた場合を除きます。）
- (3) 貴社が、本書3.（工事費負担金）(3)に定める支払期日までに工事費負担金を支払わない場合
- (4) 当社が、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担およびその他必要な措置を講じていただくことを求めたにもかかわらず、貴社がそれに応じない場合
- (5) その他、貴社が再エネ特措法施行規則第4条（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）または第6条（接続の請求を拒むことができる正当な理由）のいずれかに該当する事由があると当社が判断した場合

5. その他

- (1) 受給開始日までに、アンシラリーサービス契約書・【電力保安協定書／給電協定書・電力保安通信設備協定書】を締結していただきます。
- (2) 常時契約または自家発補給電力の契約電力が、発電設備設置前と変更になる場合は、別途、受電申込書を提出していただきます。
- (3) 保護継電器の整定値につきましては、別途協議決定した整定値としていただき、整定値一覧表を相互で保管するものといたします。
- (4) 配電線作業時および配電線停電時には、作業者の安全確保、配電系統の安定的運用のため「配電系統運用要則」にもとづき、発電機の連系を一時的に解列していただくことがあります。
- (5) 本申込みの内容に変更が生じたときには、速やかに当社に申し出ていただきます。
- (6) 電力受給契約の詳細については、本書1.（発電設備内容および買取期間等）に定める内容が確定次第、別途書面でお知らせいたします。

[添付資料]

- ・別表 …工事費負担金内訳書
- ・別紙〇…系統連系技術要件適合検討書

工事費負担金内訳書

○工事費負担金の総額 ○○円（消費税等相当額○○円を含む）

設備区分		工事費負担金（円） （消費税等相当額を除く）
内 訳	架空線工事	
	地中線工事	
	バンク逆潮流対策	
	通信設備工事	
	計量設備工事	
	その他	
総額（消費税等相当額を除く）		

○工事費負担金の概要（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）	特定負担の設備分類
架空線	支持物（電柱）	本	本	本		
	高压線	m	m	m		
	高压引込線	m	m	m		
	開閉器	台	台	台		
	変圧器	台	台	台		
	電圧調整器	台	台	台		
地中線	管路	m	m	m		
	マンホール	箇所	箇所	箇所		
	高压ケーブル	m	m	m		
通信設備	通信装置	式	式	式		
	光ケーブル	km	km	km		
	メタルケーブル	km	km	km		
計量設備	計量器	台	台	台		
	計器用変成器	台	台	台		
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—		

※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

以 上